

令和５年度後期高齢者医療制度運営補助（医療事務）に関する労働者派遣業務委託仕様書

1 業務の名称

令和５年度後期高齢者医療制度運営補助（医療事務）に関する労働者派遣業務

2 業務委託期間

令和５年４月１日から令和６年３月３１日まで

3 履行場所

鹿児島市鴨池新町７番４号 鹿児島県市町村自治会館２階
鹿児島県後期高齢者医療広域連合事務室

4 派遣労働者数

１名

5 業務従事予定時間数

１，８８３．２５時間
（年間２４３日×７．７５時間）

6 派遣労働者の勤務日・勤務時間・休日等

勤務日	毎週月曜日から金曜日
勤務日数	週５日
勤務時間	午前８時３０分から午後５時１５分まで 時間外・休日勤務予定無し
休憩時間	正午から午後１時まで（※１）
休日	休日（※２）及び年末年始（１２月２９日から１月３日まで）の日

※１：業務により休憩取得時間に変更になる場合がある。

※２：土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日。但し、業務の都合により振り替えを命じることがある。

7 業務内容

- （１）診療報酬明細書等（医科診療報酬明細書・歯科診療報酬明細書・調剤報酬明細書・訪問看護療養費明細書のこと。以下「レセプト等」という。）に関する以下の業務

a レセプト等の資格点検

広域連合が整備する標準システムと国保総合システムを活用し、レセプト等上の請求が被保険者別の資格情報と相違がないか確認し、レセプト等の返戻の必要性の

有無を判別する業務（３，０００～５，０００件程度／月）。なお、資格取得月・資格喪失月における受診の受診日確認と、返戻該当レセプト等について返戻する旨の保険医療機関等への電話連絡については、本業務とは別の診療報酬明細書等二次点検等業務にて行うが、その中で発生した疑義等についての確認作業も業務に含む。

b 上記に付随するデータ収集・入力作業

c レセプト等の各種業務についての協議・調査のデータ収集・資料作成等の補助及び医療事務有資格者としての助言

（２）その他業務

a 給付にかかる申請書の確認作業

b 電話対応

c 郵便物の封詰め、発送、受領、仕分け等

d その他庶務業務

８ 派遣労働者の条件等

- ・医療事務に関する資格を有し、保険医療機関等での医療事務の経験が６か月以上ある者
- ・派遣労働期間中に保険医療機関等での報酬請求事務を行っていない者
- ・ワードでの文書作成やエクセルでの作図の操作が可能であり、広域連合が整備する標準システムや国保総合システムに対応できるパソコン操作等の能力を有する者
- ・派遣労働期間中は、同一の労働者を基本とする。

９ 派遣料金

- （１）派遣料金は、月額で支払うものとし、その金額は派遣労働者１人１時間当たりの単価に当該月の派遣労働者の実働時間を乗じて得た額とする。この場合において、実働時間に１時間未満の端数が生じたときは、その端数が３０分以上のときは切り上げ、３０分未満のときは切り捨てる。
- （２）派遣料金には、通勤手当、労働保険及び社会保険料、諸経費を含むものとする。

１０ 派遣料金の支払い方法

派遣料金の支払いは、月払いとし、当月の業務遂行に係る実績確認後、当該月分の派遣料金請求を受け、支払うものとする。（請求書受領後３０日以内に速やかに支払う。）

１１ 代替人員の確保

派遣労働者が、派遣労働者の休暇や欠勤などの理由により、勤務できない場合には、派遣元は代替の派遣労働者を派遣することとする。

ただし、代替人員の派遣を必要でないとした場合には、この限りではない。

12 派遣労働者の交替

派遣労働者が業務に従事するにあたり、遵守すべき業務処理方法等に従わない場合、または業務処理の能力が著しく低い場合には、派遣事業者はその理由を通知し、派遣労働者への指導、改善または派遣労働者の交替等の適切な措置を要請することができることとする。

また、派遣労働者が傷病その他、やむを得ない理由により当初予定の派遣期間が満了するまでに交替する場合には、その旨を一月前までに広域連合へ通知するとともに、欠員状態にならないよう滞りなく交替の派遣労働者を派遣すること。

13 守秘義務の遵守

- (1) 派遣事業者及び派遣労働者は、業務履行にあたり、別紙「秘密情報等取扱特記事項」を遵守し、広域連合の所有する秘密情報及び個人情報の保護の重要性を認識し、秘密情報等の取扱いを適正に行うこととする。
- (2) 派遣事業者は派遣労働者から徴した「守秘義務誓約書」の写しを提出すること。

14 実務研修

令和5年4月1日からの業務を円滑に行うため、また派遣労働者の不安を軽減することを目的として、派遣事業者はその責任において、派遣開始前に派遣予定労働者に3日間程度（1日6時間程度）、広域連合の職員による当該業務の実務研修を受けること。この場合、その費用は派遣事業者が負うものとする。ただし、前年度に広域連合の実務経験のある派遣予定労働者の場合は不要とすることもある。

なお、この実務研修における日程詳細等については、別途協議の上決定する。

15 その他本仕様書に定めのない事項に関しては、別途協議の上決定する。